

平成 30 年度診療報酬・介護報酬の改定について

12 月 18 日に来年度政府予算編成に係る大臣折衝が行われ、診療報酬及び介護報酬改定率が公表されましたが、本会として以下の見解をまとめましたので、お知らせします。

平成 30 年度診療報酬・介護報酬の改定について

健康保険組合連合会
副会長・専務理事
白 川 修 二

30 年度政府予算案の大臣折衝後、診療報酬を全体で 1.19%引き下げることが公表されました。

健保連としては、経団連、連合、協会けんぽ等とともに行った11月22日の加藤厚労相への要請や、12月13日の中医協に提出した支払側委員7名の連名による改定に関する意見書を通じて、「医療保険者の財政は、今後とも医療費の伸びや高齢者医療制度に対する拠出金のさらなる増大により一層深刻な状況に陥ることが見込まれる。一方、医療機関等の経営は全体として経営状況にやや悪化の傾向は見られるものの、過去5年間を見ても国公立病院以外は概ね堅調である。また長年の間、賃金・物価水準が上昇しないデフレの下で、診療報酬改定は概ねプラス改定が行われてきたため両者のギャップは大きな状況にある。今後とも高齢化により医療費は増加が見込まれるのに対し、医療保険制度を支える現役世代の生産年齢人口は減少するため、国民負担は増大し、結果として国民皆保険制度崩壊にも繋がりがねない。このため、国民負担の抑制といった観点を踏まえ、30年度診療報酬改定はマイナス改定とすべき。併せて、薬価・特定保険医療材料改定及び薬価制度の抜本改革等による引下げ分は診療報酬本体に充当することなく、国民に還元すべき。」と主張してきたところです。

しかしながら、結果として、診療報酬本体が0.55%の引き上げとなり、また、薬価等改定分（マイナス1.74%）の取扱いについて、国民への還元という方向性が示されなかったことは誠に遺憾で、残念というほかありません。

今後は中医協の場において、地域包括ケアシステムの構築を見据えた一般病床、療養病床、外来医療及び在宅医療における機能分化と連携、調剤報酬の適正化な

どを中心に議論が進められることとなりますが、限られた財源を合理的かつ効率的・効果的に配分するよう主張していく所存です。

一方、介護報酬においても、0.54%の引き上げが決定されました。健保連としては、これまで介護給付費分科会において、「介護事業者等の収支差率は、前回改定時(平成26年度調査)ほどではないものの、中小企業の状況などを勘案すると、決して悪い状況とは言えない。現在約10兆円の介護費用が2025年には約20兆円になると見込まれており、介護保険制度の持続可能性の確保の視点で考えると、プラス改定する環境にない」と主張してきたところであり、今回引き上げられたことに対しては納得できるものではありません。

政府におかれては、診療報酬・介護報酬改定にあたり政府予算案策定の視点のみならず、中長期的な医療費・介護費の伸長を考慮した中長期的な視点に立って検討されるよう強く望みます。

担当：医療部 医療・情報グループ

TEL：03-3403-0987